

# 司書教諭について

## 【学校図書館法】

(司書教諭)

- 第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、**司書教諭を置かなければならない。**
- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は**教諭**(以下この項において「主幹教諭等」という。)**をもつて充てる。**この場合において、当該主幹教諭等は、**司書教諭の講習を修了した者でなければならない。**
- 3 前項に規定する**司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。**

## 【司書教諭の主な業務と配置状況】

「学校図書館の現状に関する調査」より (令和2年5月1日現在)

業務内容			小学校	中学校	高等学校
司書教諭	○学校図書館を活用した教育活動の企画 ・学校図書館活用の全体計画の作成 ・教育課程の編成に関する他教員への助言	合計	69.9%	63.0%	81.4%
		12学級以上	99.2%	96.9%	93.2%
		11学級以下	30.5%	31.3%	34.8%

## 【司書教諭の養成】

	条件	資格付与等根拠	科目について	備考
司書教諭	「司書教諭の講習を修了した者」 (学校図書館法第5条)	学校図書館司書教諭講習規程 (平成10年改正)	5科目10単位(各科目2単位) ・学校経営と学校図書館 ・学校図書館メディアの構成 ・学習指導と学校図書館 ・読書と豊かな人間性 ・情報メディアの活用	司書教諭講習相当科目を大学にて修得し、その科目の単位を講習の単位に充てることができる。

3

## 学校図書館司書教諭講習の実施状況について



・講習実施機関の実情や判断により、1～5科目での開設 ⇒ ※令和7年度 1科目：5機関 2科目：13機関  
・学校が夏季休業中である7月末～8月中に開催が集中 ※計31機関 3科目：10機関 5科目：3機関  
※一部の機関は、9月の連休に実施

### <実施状況>

年度	実施機関数	定員	修了者数
令和3年度	33機関	1,550人	5,175人
令和4年度	33機関	1,365人	5,211人
令和5年度	33機関	1,514人	4,864人
令和6年度	32機関	1,500人	4,836人
令和7年度	31機関	1,490人	—

※放送大学は定員設定がないため定員に含まず(機関数、修了者数には含む)。例年500～700程度が修了。  
修了者数が定員を上回るのは、大学で司書教諭の相当科目を修得し、実施機関で修了手続を受けた者を含むため。

### <令和7年度の講習実施方法>

オンライン	オンデマンド	併用 (対面・オンライン)	対面
【2機関】 埼玉大学、 栃木県総合教育センター	【2機関】 放送大学、 大阪教育大学	【11機関】 北海道教育大学、東京学芸大学、 新潟大学、上越教育大学、富山 大学、信州大学、静岡大学、愛知 教育大学、やまぐち総合教育支援 センター、鳴門教育大学、琉球大 学	【16機関】 宮城教育大学、筑波大学、福井大学、 山梨大学、岐阜大学、三重大学、京都 教育大学、奈良教育大学、広島大学 香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡 教育大学、長崎大学、熊本大学、宮崎 大学、鹿児島大学

## 学校図書館司書教諭講習におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について（通知）



4 教地推第 161 号  
令和 5 年 3 月 31 日

学校図書館司書教諭講習実施機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

学校図書館司書教諭講習におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について（通知）

文部科学省では、本年3月に「今後の生涯学習・社会教育の振興方策」（以下「振興方策」という。）を取りまとめました。振興方策においては、学校図書館司書教諭講習の受講やその手続きについて、希望する受講者がオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者の間の双方向性の確保にも配慮した上で、講習実施機関にデジタル技術の活用を促すこととしています。

また、政府においても、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）を策定し、国が実施する講習については、原則として「申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする」とされています。

については、学校図書館司書教諭講習の受講や手続きのオンライン化は、下記のとおりとします。各講習実施機関におかれては、それぞれの実情も踏まえつつ、積極的な取組をお願いします。

### 記

- ・学校図書館司書教諭講習の受講や受講手続きについては、従前より受講や受講手続きをオンラインで行うことは可能であり、学校図書館司書教諭講習の受講を希望する者のニーズに対応してオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者の間の双方向性の確保にも配慮した上で、十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施などの取組を進めていく必要があることから、学校図書館司書教諭講習実施機関においては、**受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえながら、講習実施機関の実情に応じ、オンラインの活用をご検討いただくこと。**
- ・なお、受講手続きのオンライン化に際しては、メールやインターネットでの申込等を可能とする場合、収集した個人情報については、適切に管理すること。

### <本通知のポイント>

○従前より受講や受講手続きをオンラインで行うことは可能

○受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえながら、講習実施機関の実情に応じ、オンラインの活用をご検討いただくこと

○受講手続きのオンライン化に際しては、メールやインターネットでの申込等を可能とする場合、収集した個人情報については適切に管理すること。

### <参考>

・デジタル臨時行政調査会（第4回）資料 ※資料7-1、7-2参照  
<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/>

・今後の生涯学習・社会教育の振興方策（令和5年3月）  
4-1. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項）について（mext.go.jp）  
4-2. 今後の生涯学習・社会教育の振興に係る具体策について（mext.go.jp）

4

## 令和6年度 地方分権改革に関する提案について

### 提案事項（提案団体）

司書教諭の設置義務の緩和（八王子市）

第60回 地方分権改革有識者会議・第172回 提案募集検討専門部会 合同会議  
（資料4）令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（案）より

### 提案に関する対応方針

#### （12）学校図書館法（昭 28 法 185）

司書教諭（5条）については、業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、以下の措置を講ずる。

- ・司書教諭講習については、オンライン及びオンデマンドを活用し、実施時期について柔軟な対応を検討するよう、大学及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。
- ・**司書教諭講習相当科目を大学の教職課程において選択科目として取り入れるよう、大学に令和6年度中に協力要請を行う。**
- ・司書教諭講習修了者が特定の教科の教諭に偏らないよう、多様な教科における学校図書館の活用事例について、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

5

## 【参考】司書教諭関係科目の教職科目への組み入れの例①



○「大学独自設定科目」として、司書教諭関係科目を設定

<A大学の例>

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（高・大学が独自に設定する科目）							
認定を受けようとする学部・学科等	部	学科	入学定員	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数	2. 学位	3. 学位又は学科の分野	
			80	大学が独自に設定する科目 12単位	学士（人文科学）	文学関係	
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考			
		授業科目	単位数				
高一種免 (公民)	大学が独自に設定する科目	学校経営と学校図書館	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得			
		学校図書館メディアの構成	2				
		学習指導と学校図書館	2				
		読書と豊かな人間性	2				
		情報メディアの活用	2				
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		0単位			
		・教員の免許状取得のための選択科目		10単位			
		・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計		30単位			

6

## 【参考】司書教諭関係科目の教職科目への組み入れの例②



○「大学独自設定科目」として、司書教諭関係科目を一部設定

<ノートルダム清心女子大学の例>

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（中・大学が独自に設定する科目）							
認定を受けようとする学部・学科等	国際文化学部	国際文化学科	入学定員	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数	2. 学位	3. 学位又は学科の分野	
			100	大学が独自に設定する科目 4単位	学士（国際文化学）	文学関係	
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考			
		授業科目	単位数				
中一種免 (英語)	大学が独自に設定する科目	発達心理学	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得			
		青少年問題	2				
		教育法規	2				
		介護等体験の理論	1				
		介護等体験の実践	1				
		学校経営と学校図書館	2				
学習指導と学校図書館	2						
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		0単位			
		・教員の免許状取得のための選択科目		12単位			
		・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計		26単位			

7

## 司書教諭資格所有者への採用選考における加点等の例



司書教諭は12学級以上の学校で必置とされているため、採用選考において、資格所有者への加点等を行う自治体がある。

### 栃木県教育委員会の例

司書教諭資格所有者に加点制度あり（令和7年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項より）

「加点制度について」

（2）申請資格

キ 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の志願者で、**学校図書館司書教諭の資格を有する者。**

（4）加点の内容

（2）のイ～キにおいて、書類審査の結果対象となった者には、**第1次試験の専門科目の得点に5点を加点する。**

### 山口県教育委員会の例

採用選考に当たっての**考慮事項の1つとして、司書教諭の資格所有者**（講習の修了証書所有又は取得見込み）が含まれている。

（令和7年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項より）

71. 社会人教育人材の養成について（社会教育主事・社会教育士関係）

## 社会教育人材の養成について （社会教育主事・社会教育士関係）

### 社会教育主事養成課程の概要

文部科学省令で定められた社会教育に関する科目（生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育特講・社会教育実習・社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目）を大学が実施。

#### ＜社会教育主事の養成に関する科目を開講している大学（令和7年度）＞

【4年制大学】 110校

（国立大学） 31

北海道大学	弘前大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学	筑波大学
宇都宮大学	群馬大学	千葉大学	東京大学	東京学芸大学	山梨大学	岐阜大学	静岡大学
名古屋大学	愛知教育大学	滋賀大学	京都大学	大阪教育大学	神戸大学	奈良教育大学	和歌山大学
鳥取大学	島根大学	広島大学	高知大学	九州大学	熊本大学	鹿児島大学	

（公立大学） 6

高崎経済大学	東京都立大学	都留文科大学	京都府立大学	大阪公立大学	北九州市立大学
--------	--------	--------	--------	--------	---------

（私立大学） 73

札幌学院大学	札幌国際大学	北翔大学	北星学園大学	北海学園大学	弘前学院大学	石巻専修大学	尚絅学院大学
仙台大学	仙台白百合女子大学	東北学院大学	東北福祉大学	東北芸術工科大学	茨城キリスト教大学	東京福祉大学（※）	聖学院大学
文教大学	聖徳大学	青山学院大学	亜細亜大学	桜美林大学	国土館大学	駒宮大学	創価大学（※）
大東文化大学	玉川大学（※）	中央大学	帝京大学	帝京平成大学（※）	東京家政大学	東洋大学	東洋学園大学
日本大学	日本女子大学	法政大学（※）	明治大学	明治学院大学	立教大学	立正大学	和光大学
早稲田大学	神奈川大学	松蔭大学	田園調布学園大学	東海大学	八洲学園大学（※）	身延山大学	松本大学
常葉大学	愛知大学	愛知学院大学	中京大学	大谷大学	京都女子大学	京都編み大学	佛教大学（※）
龍野大学	追手門学院大学	大阪大谷大学	大阪樟蔭女子大学	関西大学	帝塚山学院大学	天理大学	就実大学
ノートルダム清心女子大学	広島国際大学	広島修道大学	広島女学院大学	四国大学	徳島文理大学	九州共立大学	九州産業大学
福岡大学							

【短期大学（部）】 2校

（私立短期大学） 2

帯広大谷短期大学	新潟青陵大学短期大学部
----------	-------------

（※）お通信課程設置大学

# 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令 (令和2年4月施行)

## 改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)&及び大学(短期大学を含む。)&における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)&の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

## 改正の概要

### 1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

### 2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	(選択) 必修
社会教育課題研究	



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3
社会教育実習	(選択) 必修
社会教育課題研究	

<計24単位>

### 3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項, 第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

## 施行期日等

- この省令は、令和2年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

# 社会教育士

人づくり・つながりづくり・地域づくりに  
いま、社会教育士が必要です

詳しくは特設サイトへ  
社会教育士 文部科学省

特設サイト note YouTube

文部科学省 社会教育士

## 社会教育士とは？

社会教育士は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程を修了した人たちの称号です。講習や養成課程で習得した社会教育の制度や基礎的な知識に加え、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、行政や企業、NPO、学校等の多様な場で活躍することが期待されています。

### 社会教育士取得へのステップ

こんな方に社会教育士になることをおすすめします！

行政職員	NPOに所属する人	企業	学校の教職員
どの部署の職員にとっても必要な知識・スキルを身に付け、地域づくりに貢献できる。また、行政や企業等の連携を促進し、社会教育の推進に貢献できる。	地域づくりや地域の課題解決に貢献できる。また、NPOの活動の推進に貢献できる。	企業が地域とともに持続的に発展している。地域課題の解決やSDGsの推進に貢献できる。	子供の主体的・対話的で、深い学びが実現でき、社会に開かれた学習環境の構築に貢献できる。

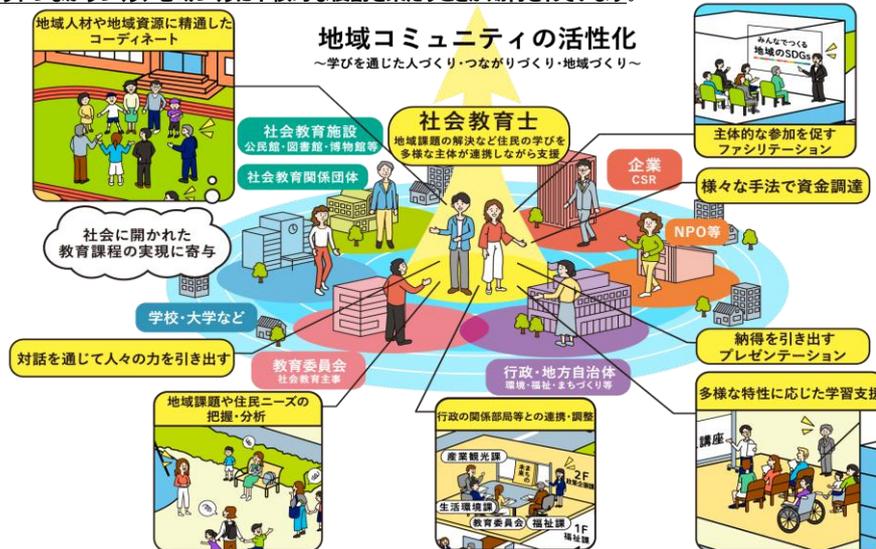
3

# 社会教育士に期待される役割（イメージ図）



「社会教育士とは？～学びを通して、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～」

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援**を通じて、**行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



4

## 「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

### 称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

### 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



### 法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。  
 第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

### これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
(内訳) 主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	1,540人	6,360人
(内訳) 養成課程	214人	336人	538人	1,139人	1,106人	3,333人
社会教育士称号付与数	<b>706人</b>	<b>1,750人</b>	<b>2,070人</b>	<b>2,521人</b>	<b>2,646人</b>	<b>9,693人</b>

5

# 72. 初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)【概要】

## 初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)【概要】

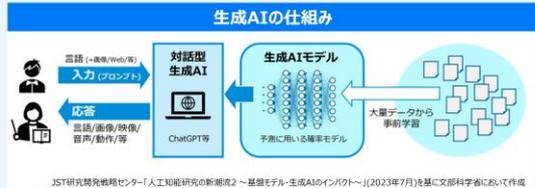


教職員や教育委員会等の学校教育関係者を主たる読み手として、学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、生成AIの概要や基本的な考え方、場面や主体に応じて押さえておくべきポイントをまとめたもの。



### 1. 生成AIについて

- 生成AIは急速に普及し、文章だけでなく動画や音声等、異なる種類の情報をまとめて扱えるようになり、人間の反応と遜色ないスピードで応答ができるようになってきている。
- 学校現場においても、汎用的なサービスが利用可能なだけでなく、標準仕様のブラウザや学習支援ソフトウェア等にも組み込まれ、利活用の幅が広がっている。
- 誤った出力（ハルシネーション）を完全に防ぐことは難しいとされているほか、学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生成することなど、様々なリスクも指摘されている。一方で、これらのリスクを軽減する技術等も進展している。



### 2. 基本的な考え方

① 学校現場における人間中心の利活用	② 生成AIの存在を踏まえた情報活用能力の育成強化
<p><b>人間中心の原則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生成AIを人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得るものと捉えるべきである。その上で、「出力はあくまでも「参考の一つである」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要である。</li> </ul>	<p><b>学習の基礎となる資質・能力としての情報活用能力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習指導要領では、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。</li> </ul>
<p><b>児童生徒の学びと生成AI</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用するべきであり、生成AIを利活用することが目的であってはならない。</li> </ul>	<p><b>情報活用能力の育成強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校においては、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待される。</li> </ul>
<p><b>教師の役割と生成AI</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、より重要なものになる。</li> <li>● 生成AIの仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定のAIリテラシーを身に付けることが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生成AIの仕組みの理解、学びに生かしていく視点、近い将来生成AIを使いこなすための力を、各教科等の中において意識的に育てていく姿勢は重要である。</li> <li>● 生成AIが社会生活に組み込まれていくことを念頭に、発達段階等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を充実させていくことが必要である。</li> </ul>

## 初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)【概要】



### 3. 学校現場において押さえておくべきポイント

学校現場で利活用する場面	具体的な利活用例	利活用の際のポイント
<p><b>教職員の業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 校務の効率化や質の向上等、働き方改革につなげていくことが期待される</li> <li>● 新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要</li> <li>● 内容の適切性を判断できる範囲内で積極的に利活用することは有用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の指導にかかわる業務への支援（授業準備、部活動、生徒指導等） ex. 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する</li> <li>● 学校の運営にかかわる業務への支援（教務管理、学校からの情報発信、校内研修等） ex. 各種お便り・通知文・案内文のたたき台を作成する</li> <li>● 外部対応への支援 ex. 保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● AIサービスの<b>最新の利用規約を確認・遵守</b>する</li> <li>● 原則、<b>重要性の高い成績情報等を入力しない</b></li> <li>● <b>個人情報保護法等を遵守すること、著作権侵害につながるような使い方をしないこと</b></li> <li>● バイアス等の生成AIの特徴を理解した上で、出力された内容を<b>採用するかどうかは必ず教職員が判断</b>する</li> <li>● 管理職は<b>適切な利活用がなされているかを確認</b>する</li> </ul>
<p><b>児童生徒の学習活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達段階や情報活用能力の育成状況に留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべき</li> <li>● その際、学習指導要領に定める資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味することが必要</li> <li>● 「生成AI自体を学ぶ場面」、「使い方を学ぶ場面」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面」を組み合わせたリ往還したりしながら、生成AIの仕組みへの理解や学びに生かす力を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報モラル教育の一環として、生成AIが生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く</li> <li>● グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけて議論を深める目的で活用する</li> <li>● 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする</li> <li>● プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年齢制限等の<b>最新の利用規約を確認・遵守し、教師の適切な指導監督の下で利活用</b>させることが必要</li> <li>● <b>教育情報セキュリティポリシーや教育情報セキュリティ管理者の指示等を遵守</b>することが必要</li> <li>● 氏名や写真等の<b>個人情報を入力させないこと、著作権侵害につながるような使い方をさせないこと</b></li> <li>● <b>出力に偏りがないかなど、教育目的に照らして適切かを教師が随時判断</b>することが必要</li> <li>● 保護者に対し、<b>利用目的や様態等の情報提供が重要</b></li> </ul>
<p><b>教育委員会等が押さえておくべきポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育委員会が主導して制度設計や利活用の方向性を示すことが重要</li> <li>● 各学校の実態を十分に踏まえた柔軟な対応を講じることが必要であり、一律に禁止・義務付けるなどの硬直的な運用は望ましくない</li> <li>● 先行事例や教材・ノウハウの周知・共有、効果的な活用を促進する研修の実施により、生成AIの適切な利活用を推進する環境を整備することが必要</li> </ul>	<p><b>適切な利活用のために考慮すべきポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校が適切に生成AIの利活用を行えるよう<b>各学校の実態を十分に踏まえた柔軟な対応を講じ</b>ることが必要</li> <li>● 教育現場の実態に即した<b>教育情報セキュリティポリシー</b>を教育委員会が策定、必要に応じて見直すことが重要</li> <li>● <b>個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な措置</b>が取られているか確認すること。著作権の侵害リスクを低減するため、<b>適切な予防措置を講じているモデルやサービスを選択</b>することも考えられる</li> <li>● バイアス等のリスクや懸念を踏まえた教職員による最終的な判断が不可欠であることなど、<b>適切な情報提供や研修等のサポートを行うこと</b>ができるよう、<b>体制の整備や知見の収集に努める</b>ことが重要</li> <li>● 生成AIサービスを導入する際は、保護者の<b>経済的な負担等に十分に配慮</b>しつつ、適切な利活用を実現するための研修を実施するなど、<b>丁寧な情報提供を行う</b>ことが必要</li> </ul>	

# 初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)【概要】

## 参考資料編

### 利活用する際のチェック項目

#### 教職員の校務

- 教育委員会の方針（情報セキュリティに関するルール・指示等も含む）に基づき利用しているか
- 業務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか
- 生成AIサービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ハルシネーションやバイアス等の生成AIの特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- プロンプトに重要性の高い成績情報等の情報を入力していないか  
※重要性の高い情報を扱う前提のセキュリティ対策が講じられている場合は除く（ただし、重要性の高い情報のうち個人情報に該当する情報については、以下「プロンプトに個人情報を入力していないか」についても留意する必要がある。）
- プロンプトに個人情報を入力していないか  
※教職員がプロンプトに入力した個人情報を、生成AIの提供者において応答結果の出力以外の目的で取り扱わないことを確認している場合は除く
- 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

#### 児童生徒の学習活動

- 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- 生成AIの性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- 生成AIサービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか（年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など）
- 生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切又は不正な行為になることを十分に指導しているか。
- 学習課題に生成AIの回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか
- 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成AIツールを選択しているか
- 児童生徒が学校外で生成AIを利活用する可能性も踏まえ、生成AIの不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ているか

#### 生成AIパイロット校における先行取組事例



「教職員による校務での利活用例」や「学習場面において利活用が考えられる例」に即した生成AIパイロット校の先行取組事例を掲載している。



#### 学校現場で活用可能な研修教材等



文部科学省等が実施してきた研修（アーカイブ公開含む）や利用可能なコンテンツ等の例を掲載している。



「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して  
～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるように  
するため、働き方改革を徹底して進めます

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための仕組み作り
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実によるマンパワーの拡充

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善**を進めます

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進める  
ための**環境整備**

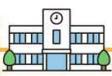
- ・ 働き方改革を進めるための制度改正
- ・ 働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
- ・ 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会



- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への周知・広報
- 個々の学校への伴走支援
- 部活動の地域展開等の推進

学校



- 業務の**精選・見直し**
  - ・ 学校における業務分担の見直し
  - ・ 標準を大きく上回る授業時数の見直し
  - ・ 校務DXの加速化 など
- 学校運営**全体の中で**取り組み
  - ・ 学校評価を活用
  - ・ 学校運営協議会の仕組みを活用



地域・保護者

- 学校との**連携・協働**
  - ・ 学校運営協議会※2などを通じた学校運営への参画
- 自治体**全体で**取り組む
  - ・ 総合教育会議※3を通じた連携・協働



首長部局

学校の  
指導・運営  
体制の充実

- 1 教職員の定数を改善します
- 2 支援スタッフを充実します
- 3 若手教師のサポート体制を整えます
- 4 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の  
処遇改善

- 1 約50年ぶりの**給与改善**
- 2 職務や業務負担に応じた**処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。

※2 保護者や地域住民が学校運営とそとのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)

※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議



教職を目指す皆さんへ

**教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、  
子供たちの成長を直接感じることができる職業です。**



子供が「できなかった」と悩んでいたことをできるようになり、次に進んでいく姿をみると、この仕事を選んでよかったなと思います



大変なことも多いですが、卒業式の日、「先生に担任をしてもらえて良かった、ありがとう」と言ってもらえたことが、心に残っています

さらに**教師が子供に全力で向き合えるよう**

教師の**“働きやすさ”**と**“働きがい”**の両立を実現します

教師が働きやすい職場を整備

すべての関係者が働き方改革に取り組む体制へ

- ▶ 業務分担の見直し、校務DX、部活動の地域展開 等



子育てとの両立

- ▶ 教師が産休・育休を取りやすい環境を整備



学校全体で連携して子供と向き合う職場

- ▶ いじめ、不登校、保護者への対応を1人で抱え込まず、若手の教師をサポートする体制へ
- ▶ 1年目から学級担任ではなく、教科担任からスタートできるように**教師の配置を増やします**

学校の体制もより良くなる変化

✓ 小学校：学級担任+教科担任制  
理科や算数など分野ごとに  
専門性の高い教師が授業を担当

✓ 中学校：40人→35人学級へ  
(R8年度法改正予定)  
一人一人の子供に目が届く指導を

✓ 様々な支援スタッフと協働

- 教員業務支援員  
(スクールサポートスタッフ)
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 部活動指導員

教員業務支援員として  
学校に関わる学生も  
増えています！  
応募は各自自治体HPへ

多様な経験と能力が求められる教師に見合う処遇へ

■教師の初任給※

R7法改正により、  
給料月額額の**4%→10%へ**  
(R8~R12で毎年1%ずつUP)

令和6年の定例の給与改定により、  
令和7年の**教職1年目の給与は**  
前年から**約50万円増加**



区分	学部卒	院卒	参考：国家公務員 (一般行政職・大卒)
給料月額	252,000円	269,300円	220,000円
教職調整額	10,080円	10,772円	
計(月収)	262,080円	280,072円	251,395円
計(年収) ※期末・勤勉手当を含む	4,350,528円	4,649,195円	4,028,740円

※教職調整額(教師の職務の特殊性に基づき支給)の改善前の令和7年4月の初任給の水準(全国の平均的な水準)

※教師においては、義務教育等教員特別手当、地域手当などその他の手当は含まずに計算

※国家公務員においては、国家公務員の平均年間超過勤務時間数(R6)から概算した超過勤務手当を月収・年収に加え、その他の手当は含まずに計算。

74. 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕及び策定以降の補足資料

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕  
 (平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)



策定の趣旨

人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえ、**学校教育における指導の改善・充実に向けた視点を示す**ために作成。

構成

○ 指導等の在り方編

第1章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

1. 人権及び人権教育
2. 学校における人権教育

第2章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方
4. 指導内容に関する配慮事項

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

○ 実践編

1. 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

1. 人権尊重の精神に立つ学校づくり
2. 全体計画及び年間指導計画
3. 学校としての取組の点検・評価
4. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

2. 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

3. 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備
2. 各学校の成果に関する情報の発信
3. 効果的な研修プログラムの例
4. 学校における系統的・計画的な研修の推進

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料  
 (令和3年3月学校教育における人権教育調査研究協力者会議、令和6年3月改訂)



策定の趣旨

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成20年3月)策定後の**社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足するもの**として作成。

本資料の構成・内容

I. 学校における人権教育の推進

1. 人権教育の重要性
2. 人権教育の総合的な推進
  - (1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成
    - ① 社会に開かれた教育課程の実現
    - ② カリキュラム・マネジメントの推進
    - ③ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
  - (2) 人権尊重の理念に立った生徒指導
  - (3) 人権尊重の視点に立った学校経営や学校づくり

II. 人権教育をめぐる社会情勢

1. 国際社会の主な動向
2. 国内の個別的な人権課題の主な動向
  - (1) 子供の人権
    - ① いじめ
    - ② 不登校
    - ③ 児童虐待等
  - (2) 子供以外の個別的な人権課題
    - ① 北朝鮮当局による拉致問題等の個別的な人権課題への追加
    - ② 「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」の制定
    - ③ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定
    - ④ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の制定
    - ⑤ 「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定
    - ⑥ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定
    - ⑦ インターネット上の誹謗中傷への対応
    - ⑧ 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の制定
    - ⑨ ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決の受入れ
    - ⑩ 新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応
    - ⑪ 「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定
    - ⑫ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定
    - ⑬ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定

75. 北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する映像作品等の活用促進について（令和7年4月1日通知）

閣 副 第 1 8 6 号  
6 初 児 生 第 2 2 号  
令 和 7 年 4 月 1 日

各都道府県教育委員会人権教育担当課長  
各指定都市教育委員会人権教育担当課長  
各都道府県私学主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校主管課長  
附属学校を置く各公立大学法人附属学校主管課長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の主管課長

殿

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する映像作品等の活用促進について

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、拉致被害者御家族も御高齢となる中で、時間的制約のある人道問題です。政府としては、最重要課題と位置付け、その解決に向けて全力で取り組んでいるところです。

拉致問題の解決のためには、国民が心を一つにして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現への強い意思を示していただくことが、問題解決に向けた力強い後押しとなります。特に、これまで拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代の方々への啓発が重要な課題となっています。

このため、拉致問題対策本部及び文部科学省では、これまで学校教育における人権教育の実践の場面において拉致問題を扱う際、アニメ「めぐみ」及びドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」を積極的に授業で活用することを促してきたところです。また、授業等でアニメ「めぐみ」等を視聴した上で、自分自身で拉致問題について学習し、拉致問題解決のために自分に何ができるのか、何をすべきかについて深く考える機会とすることを目的として、北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクールを実施しています。

加えて、拉致問題対策本部事務局では、令和5年度からの新たな取組として、「拉致問題に関する中学生サミット」を開催し、参加した中学生のアイデアや当日の様子を基にした広報・啓発用動画を作成しています。

今後とも、拉致問題の重大さを一層御認識いただき、一人でも多くの児童生徒等に拉致問題について関心を持っていただけるよう、下記の諸点について学校等の関係機関に周知いただくとともに、引き続きこれらの映像作品の上映等、その活用について、学校現場の負担軽減の観点も踏まえつつ、御協力をお願いいたします。

## 記

### 1 アニメ「めぐみ」及びドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の視聴及びアンケートへの協力について

#### (1) 視聴について (DVDの貸与又はオンラインでの視聴)

貴管下の学校等教育機関で、アニメ「めぐみ」(短縮版含む)、ドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」のDVDの貸与(送付)を希望する場合は、受付メールアドレス([g.rachi@cas.go.jp](mailto:g.rachi@cas.go.jp))宛て、①住所、郵便番号②宛名③電話番号④貸与を希望するDVD名⑤希望枚数⑥担当者氏名を御記入の上、御連絡ください。

また、アニメ「めぐみ」については、YouTube政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル(<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>)及び政府広報オンライン([https://www.gov-online.go.jp/territory\\_sovereignty/abduction\\_issue/](https://www.gov-online.go.jp/territory_sovereignty/abduction_issue/))での視聴や、ダウンロード(<https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/index.html>)が可能です。絵コンテも掲載されています(<https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/gaiyou.html>)。

#### (2) アンケートへの御協力について

学校等教育機関でアニメ「めぐみ」を上映した場合には、別紙「アニメ『めぐみ』の活用状況に関するアンケート」に御協力をお願いします。

所要事項を御記入の上、内閣官房拉致問題対策本部事務局(FAX:03-3581-6011)又は(MAIL:[g.rachi@cas.go.jp](mailto:g.rachi@cas.go.jp))宛てに送信願います。

#### (3) 拉致問題の概要説明について

アニメ「めぐみ」、ドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等の上映に当たり、当事務局職員から拉致問題の概要等について説明を希望される場合、職員等を派遣することも可能です(謝金、旅費不要)。末尾のお問合せ先(内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室)に御相談ください。

### 2 その他の映像コンテンツ及び概要説明パンフレットについて

上記1の他に、教育現場で活用いただけるコンテンツは以下のとおりですので、積極的に御活用願います。

#### (1) その他の映像コンテンツについて

##### ① 「拉致問題に関する中学生サミット」成果物の広報動画・メイキングムービーについて

本動画は、「拉致問題に関する中学生サミット」に参加した中学生のアイデアや当日の様子を基に制作した広報・啓発用動画です。これらの動画について、イベントや授業等で活用を希望する場合は、受付メールアドレス([g.rachi@cas.go.jp](mailto:g.rachi@cas.go.jp))宛てにご相談ください。

##### ② 「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」について

本動画は、現在も肉親との再会を待ち続けている拉致被害者御家族の思いを訴えた作品です。

- ③「北朝鮮による拉致問題を考える－日本の拉致被害者御家族の訴え－」について  
本動画は、長年にわたる横田家の闘いを軸に、北朝鮮による拉致問題を世界に向けて訴えた作品です。

上記①～③の動画は、YouTube政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル  
(<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>) より御視聴いただけます。

## (2) パンフレットについて

拉致問題についてのパンフレット「北朝鮮による日本人拉致問題 一日も早い帰国実現に向けて!」「すべての拉致被害者の帰国を目指して－北朝鮮側主張の問題点－」、及び拉致問題こども向けパンフレット「たいせつな人をとり戻すために」は、ホームページに掲載 (<https://www.rachi.go.jp/index.html>) しています。

各パンフレットの製本版の送付を希望する場合は、受付メールアドレス ([g.rachi@cas.go.jp](mailto:g.rachi@cas.go.jp)) 宛て、①住所、郵便番号②宛名③電話番号④送付を希望する部数⑤担当者氏名を御記入の上、御連絡ください。

## (3) 電子漫画について

拉致被害者田口八重子さんの長男である飯塚耕一郎氏に焦点を当てた電子漫画「母が拉致された時 僕はまだ一歳だった」を、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (※)を対象に、拉致問題対策本部電子図書館にて無償で貸与しています。

※義務教育学校、中等教育学校含む

(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/library/library.html>)

貸し出しを希望する場合には、受付メールアドレス ([g.rachi@cas.go.jp](mailto:g.rachi@cas.go.jp)) 宛てに、①学校名②担当者名③貸し出し希望冊数④貸し出し開始希望日を御記入の上、御連絡ください

## 3 北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールについて

全国の中高生を対象に平成29年から毎年実施している標記コンクールは、本年も引き続き実施します。(過去の入賞作品はホームページに掲載しています (<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/sakubun.html>))。

本年の募集要項は、参考資料5のとおりですので、一人でも多くの中高生に参加いただけるよう御協力をお願いいたします。

## 4 教員研修に係る教材について

### (1) 収録映像貸出しについて

拉致問題に関する教員等研修及び授業実践等の収録映像の一部を、教育委員会による教員等研修、学校における校内研修、教員の自主研修等の教材として、2週間程度DVDで貸し出しています。詳細は次のとおりです。

#### ①令和2年度教員等研修

- ・拉致問題から人権教育を考える講義 (学習院大学教授 梅野正信氏)・・・35分
- ・拉致被害者御家族の講話 (抜粋版) (曾我ひとみ氏)・・・20分

②令和4年度教員等研修

- ・拉致問題から人権教育を考える講義（学習院大学教授 梅野正信氏）・・・40分
- ・拉致被害者御家族の講話（横田拓也氏）・・・50分

③令和5年度教員等研修

- ・拉致被害者御家族の講話（曾我ひとみ氏）・・・50分

④令和6年度教員等研修

- ・拉致被害者御家族の講話（曾我ひとみ氏）・・・50分

⑤授業実践等

- ・中学校社会科（公民分野）の授業実践・・・50分
- ・中学校社会科（公民分野）の授業実践発表・・・20分

教員等研修DVDの貸与を希望する場合には、受付メールアドレス（[g.rachi@cas.go.jp](mailto:g.rachi@cas.go.jp)）宛てに、①住所、郵便番号②教育委員会名又は学校名③電話番号④担当者氏名⑤同オンライン研修映像の用途を御記入の上、御連絡ください。

(2) 学習指導案集について

平成30年度に実施した「拉致問題に関する教員等研修」の研修の一環として作成された学習指導案の中から、汎用性が高く教育現場等において拉致問題を取り上げる際の参考となるものを、学校種ごとに数例ずつホームページ上で紹介しています。

(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/gakushusidou.html>)

(参考資料)

- 参考資料1 アニメ「めぐみ」の学校における活用促進について（指導上の参考資料）
- 参考資料2 アニメ「めぐみ」について
- 参考資料3 ドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」について
- 参考資料4 電子図書館（電子漫画「母が拉致された時 僕はまだ一歳だった」）チラシ
- 参考資料5 北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール2025募集要項について

【お問い合わせ先】

○拉致問題に関する映像コンテンツの活用及び作文コンクールに関すること

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室政策企画室

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL 03-3581-8898（直通） FAX 03-3581-6011

E-mail [g.rachi@cas.go.jp](mailto:g.rachi@cas.go.jp)

拉致問題ホームページURL <https://www.rachi.go.jp/>

○学校教育における人権教育に関すること

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111（内線3291） FAX : 03-6734-3735

E-mail [jidous@mext.go.jp](mailto:jidous@mext.go.jp)

## 76. 「生命（いのち）の安全教育」 教員向けコンテンツについて（周知）

子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、教員向けの動画コンテンツを作成しましたので、**関係者へ周知**いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 7 年 1 1 月 5 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 政 令 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課  
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園 担 当 課 御 中  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 附 属 学 校 担 当 課  
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 公 立 大 学 法 人  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 担 当 課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

「生命（いのち）の安全教育」 教員向け動画コンテンツの周知について（協力依頼）

平素より文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

子供に対する性犯罪・性暴力は児童生徒の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではありません。

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、全国展開を図っているところです。

この度、学校現場における「生命（いのち）の安全教育」の一層の充実を図るため、教員向け動画コンテンツを作成しました。

本動画は、幼児・児童・生徒の発達段階に応じ、学校等の指導・啓発の参考となるものとして、積極的にご活用ください。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所轄の私立学校法人、保育所、認定こども園、各指定都市・中核市におかれては、所轄の保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校を設置する公立大学法人におかれては、その設置する高等専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

その際、学校に置ける働き方改革の観点から、学校に対する周知の範囲及び方法については、例えば他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で活用する等、御担当において各学校の状況等を踏まえ、必要に応じて御判断いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 掲載場所

文部科学省ホームページ「生命（いのち）の安全教育」特設ページ

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)

・ 幼児期

【URL】 <https://youtu.be/X2LHjtfJI4o>

・ 小学校(低・中学年)

【URL】 [https://youtu.be/0tZ\\_nwxUIIw](https://youtu.be/0tZ_nwxUIIw)

・ 小学校(高学年)

【URL】 <https://youtu.be/4WcqqCx071U>

・ 中学校

【URL】 <https://youtu.be/GzK2tP07E-Q>

・ 高校

【URL】 <https://youtu.be/JL5UZAB4rbA>

#### 【本件担当】

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課  
男女共同参画学習室 男女共同参画推進係

電 話 : 03(6734)2654

Eメール : danjo@mext.go.jp